

経済支援の一環として、

水道料金の基本料金を免除します。



滑川町長 大塚 信一（公印省略）

エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民及び事業者を支援するため、2カ月分の水道基本料金を免除します。

対象期間	・中尾、伊古、水房、月輪、都、羽尾、みなみ野、月の輪にお住まいの方 令和7年11月検針分（令和7年9月～10月使用分を減免） ・福田、山田、土塩、和泉、菅田にお住まいの方 令和7年12月検針分（令和7年10月～11月使用分を減免）
免除の対象	滑川町の全水道使用者（ <u>公的機関等を除く</u> ）
免除の金額	【水道料金のうち、基本料金分】 ・免除金額の例 口径 13mm～20mm の場合 2 か月 1,760 円（税込） 口径 25mm～50mm の場合 2 か月 2,420 円（税込） 口径 75mm 以上 2 か月 2,860 円（税込）
手続きについて	今回の免除に対する申請などの <u>手続きは不要</u> です。
そ の 他	・水道の超過料金および下水道使用料、農業集落排水使用料は、免除の対象外です。 ・令和7年11月および12月の検針の際に配布する「水道使用料等のお知らせ」には、水道基本料金を含めた金額が記載されますが、実際の請求金額は上記の免除の金額を引いた金額となります。

<お問い合わせ>

滑川町 上下水道課（TEL：0493-56-2231）